

# 愛知学院大学研修会館使用規程

昭和 49 年 6 月 21 日制定

## (目的)

第 1 条 本規程は、愛知学院大学研修会館（以下「研修会館」という。）の使用・貸出を適正、かつ円滑に行うことを目的とする。

## (教育施設)

第 2 条 研修会館は、課外活動の促進に寄与することを目的とした教育施設である。

## (管理運営)

第 3 条 研修会館の管理運営は、学生部長が統括する。

2 研修会館に関する重要事項は、学生委員会において審議する。

## (使用者の範囲)

第 4 条 研修会館を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) 本学の学生又は教職員によって構成されている団体
- (3) その他学生部長が適当と認めた者及び団体

## (休館日)

第 5 条 研修会館の休館日は次のとおりとする。

- (1) 12 月 31 日から 1 月 3 日
- (2) 学生部長が定める日

## (使用手続き)

第 6 条 研修会館の使用を希望する者は、所定の申込書と宿泊者名簿を添えて原則として使用日の 1 週間前までに、スポーツセンター事務室に申し込みをし、使用の許可を受けなければならない。

## (使用の取消、変更)

第 7 条 使用申込者は申し込み後、使用の取消、変更をする場合は、直ちにその旨をスポーツセンター事務室に連絡しなければならない。

## (施設使用料)

第 8 条 第 6 条に定める手続きにより施設の使用を許可された者は、別表 1 に従って使用日の 1 週間前までに施設使用料を納付しなければならない。

2 ただし、学生部長は施設使用料を免除することができる。

## (施設使用料の返還)

第 9 条 施設使用料を納付したもので次の各号のいずれかに該当した場合は、施設使用料の全額を返還する。

- (1) 大学の都合で施設使用許可を取り消した場合。
- (2) 自然災害等使用申込者の責めに帰すことができない事由により施設使用ができなくなり、使用申込者より返還の申し出があった場合。

- 2 第7条による申し出により利用料金に変更がある場合は次のとおりとする。
- (1) 利用料金が減額する場合は、利用開始日の3日前(学校の休日となる場合はその前日)までに所定の申請をもって返還し、以降は返還しない。
  - (2) 利用料金が増額する場合は、申し出の際に使用者は支払うものとする。

(使用日数、使用時間)

第10条 研修会館の使用日数、使用時間は次のとおりとする。

- (1) 宿泊の場合、使用開始日の午後3時から使用最終日の午前11時までとし、原則6泊7日を限度とする。
  - (2) 日帰りの場合、研修会館に支障のない限り午前9時から午後8時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず特段の事情がある場合は、学生部長は使用日数、使用時間の延長を認めることがある。

(使用許可の取消等)

第11条 使用許可を受けた者が本規程および許可条件に違反した場合は、学生部長は使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

(損害賠償)

第12条 使用者が故意または過失によって、建物、施設、什器、備品を滅失、紛失、破損または汚損したときは、学生部長はその損害賠償を請求することがある。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学生委員会の議を経て、代表教授会において決定する。

附 則

- この規程は、昭和49年6月21日から施行する。
- この規程は、昭和60年11月1日から改正施行する。
- この規程は、令和4年8月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第8条関係)

|         | 施設使用料      |
|---------|------------|
| 宿泊代(1泊) | 1,000円(税別) |